

障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定の趣旨等について

(1) 計画策定の根拠

障害者基本法に基づく障害者のための施策に関する基本的な計画である障害者計画と、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの提供等を円滑に実施するための障害福祉計画を策定します。

また、児童福祉法の改正に伴い、障害児通所支援等の提供等を円滑に実施するために、平成 30 年度から障害児福祉計画を策定しなければならないものと定められました。

- ① 障害者計画（障害者基本法第 11 条第 3 項）
⇒主に障害者施策の基本的な考え方と施策の方向性を定める
- ② 障害福祉計画（障害者総合支援法第 88 条第 1 項）
⇒主に障害者施策の数値目標と障害福祉サービス等の必要な見込量を定める
- ③ 障害児福祉計画（児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項）
⇒主に障害児施策の数値目標と障害児通所支援等の必要な見込量を定める

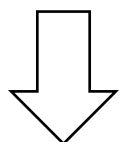
なお、障害者総合支援法等において、市町村は、国の定める「基本指針」に即して障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるものとされています。また、これらは一体のものとして作成することができると定められています。

(2) 基本指針

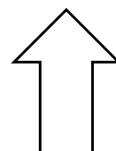
基本指針は、国が障害者総合支援法第 87 条第 1 項等の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制等の円滑な実施を確保することを目的とし作成するもので、市は、この基本指針に即して障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定します。なお、策定する計画において、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として、「成果目標」及び「活動指標」を設定します。

達成すべき基本的な目標（成果目標）

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標



成果目標を踏まえて、サービス見込量等を設定



障害福祉サービスの実施等により成果目標の達成を目指す。

目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標（活動指標）

- ・ 障害福祉サービス等の必要な量の見込み
- ・ その他の追加指標

【成果目標】

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行【継続】

項目	平成32年度目標
施設入所者の地域生活への移行	平成28年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行。 (参考：平成29年度目標)
	平成25年度末の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行。
施設入所者の削減	平成28年度末の施設入所者数から2%以上削減。 (参考：平成29年度目標)
	平成25年度末の施設入所者数から4%以上削減。

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】

項目	平成32年度目標
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。(困難な場合は、複数市町村による共同設置でも可)

③ 地域生活支援拠点等の整備【継続】

項目	平成32年度目標
地域生活支援拠点等の整備	障害者の地域生活を支援する機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等)の集約等を行う拠点等について、各市町村又は各圏域に少なくとも1つの拠点等を整備する。 (参考：平成29年度目標) 同上

④ 福祉施設から一般就労への移行等【拡充】

項目	平成32年度目標
福祉施設から一般就労へ移行	平成28年度実績の1.5倍以上。 (参考：平成29年度目標) 平成25年度実績の2倍以上。
	就労移行支援事業の利用者数が平成28年度末の利用者数の2割以上増加。 (参考：平成29年度目標) 就労移行支援事業の利用者数が平成25年度末の利用者数の6割以上増加。

就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加	就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上
	(参考：平成29年度目標) 同上
就労定着支援による1年後の職場定着率の増加	就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を8割以上とする。

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等【新規】

項目	平成32年度目標
児童発達支援センターの設置	児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。(困難な場合は、圏域での設置でも可)
保育所等訪問支援の提供	保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。(困難な場合は、圏域での確保でも可)
保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置	医療的ケア児支援のために、平成30年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する。(困難な場合は、圏域での設置でも可)

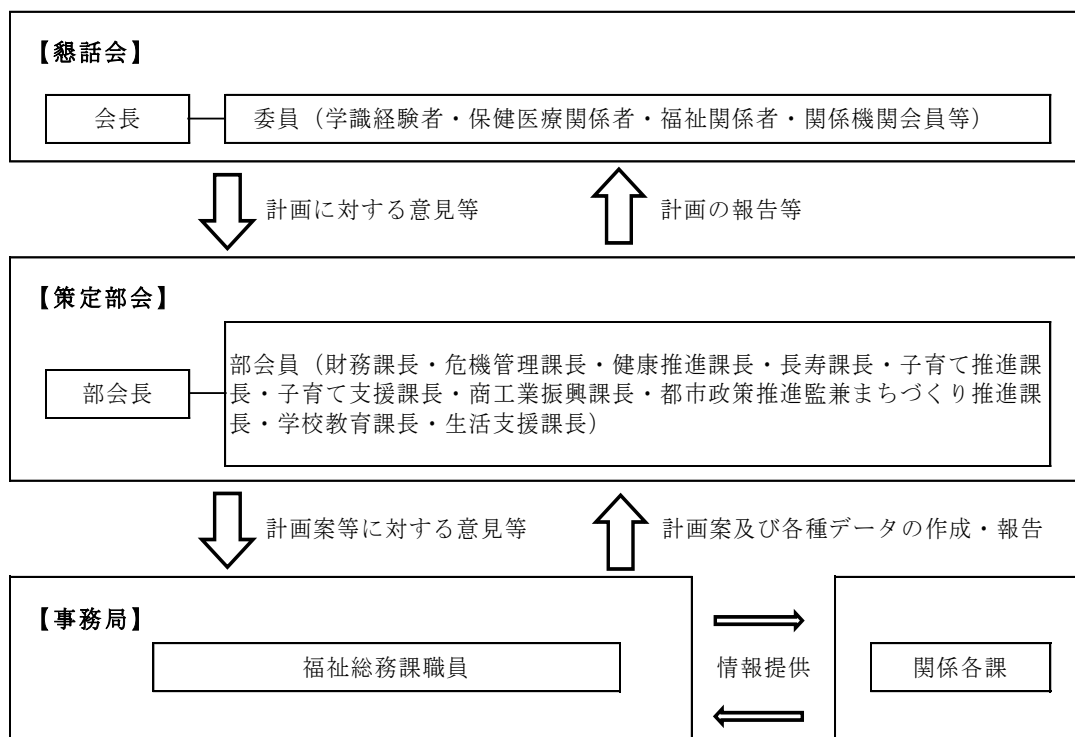
(3) 計画の期間

「刈谷市障害者計画」、「第4期刈谷市障害福祉計画」の計画期間が平成29年度で終了することから、平成30年度から平成35年度の6年間を計画期間とする「刈谷市障害者計画」と、平成30年度から平成32年度の3年間を計画期間とする「第5期刈谷市障害福祉計画・第1期刈谷市障害児福祉計画」を一体のものとして策定します。なお、計画期間中に関係法令の改正等が行われた場合には、必要に応じて見直しを行います。

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
刈谷市障害者計画						刈谷市障害者計画					
第3期 刈谷市障害福祉計画			第4期 刈谷市障害福祉計画			第5期 刈谷市障害福祉計画					
						第1期 刈谷市障害児福祉計画					

(4) 計画の策定体制

計画の策定にあたり、障害者施策全般に関係する部署と連携及び調整を図る組織として、「刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画策定部会」を設置し、協議するとともに、学識経験者等で構成する「刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画懇話会」において、協議を行います。



(5) 策定スケジュール

	平成28年度					平成29年度												
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
アンケート実施	○																	
策定部会				○			○					○			○			
懇話会					○					○			○		○			
パブリックコメント														○				
報告・市民公表																	○	

< 策定部会・懇話会の議題（予定） >

- ① 策定部会(5月)・懇話会(8月) ・ 計画の趣旨等について、計画の骨子案について
- ② 策定部会(10月)・懇話会(11月) ・ 計画の素案について
- ③ 策定部会(1月)・懇話会(1月) ・ パブリックコメントの報告について、計画素案の承認について